

# 公益社団法人青森県社会福祉士会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、公益社団法人青森県社会福祉士会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

- 2 本会は、総会の決議を経て、青森県内の市町村又は複数市町村を単位として支部を置くことができる。
- 3 支部は、本会の内部組織とし、担当する区域において第4条に定める事業を分掌する。
- 4 支部に支部長を置く。
- 5 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、青森県内の社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
  - (2) 社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉専門職団体等との連携に関すること。
  - (3) 社会福祉に関する業務に従事する者の資質の向上のための支援活動に関すること。
  - (4) 福祉サービスの質の向上に関すること。
  - (5) 社会福祉士の職務に関する知識、技術、倫理及び資質の向上に関すること。
  - (6) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること。
  - (7) その他本会の目的を達成するために必要なこと。
- 2 前項の事業は、青森県内において行うものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士として登録した者であって、青森県内に住所又は勤務先を有し本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に功労があった者又は学識経験者で総会において承認された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人法上の社員とする。

#### (入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

#### (入会金及び会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める額を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員の三分の2以上の決議に基づき、その会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号（賛助会員にあっては第4号及び第5号を除き、名誉会員にあっては第4号から第6号までを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 心身の故障により社会福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものに該当したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 法第32条第1項又は第2項の規定により登録を取り消されたとき。
- (5) 法第33条の規定により登録を消除されたとき。
- (6) 正当な理由がなく2年以上会費を納入しなかったとき。
- (7) 除名されたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 委員会及び支部の設置及び組織運営
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定期総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総

会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日時および場所その他法令で定められた事項を記載した書面又は電磁的方法によって、総会の日の1週間前（第19条に規定する書面又は電磁的方法による議決権の行使をする場合にあっては2週間前）までに正会員に対してその通知を発しなければならない。

（議長）

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（決議権）

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面表決等）

第19条 総会に出席できない正会員は、理事会で定めるところによりあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条第1項及び第2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された2名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上17名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、副会長を除く10名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第23条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

### (理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐して業務を掌握する。常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關

する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

#### (招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会

(委員会)

第35条 第4条に定める事業を円滑に行うため、本会に委員会を設置することができる。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第8章 会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。承認を受けた書類は、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益

法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

第44条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の任免にあたっては、事前に理事会の承認を得なければならない。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

- (1) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (2) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿等
- (4) その他必要な書類、帳簿等

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は奈良秀夫、常務理事は小坂忍、晴山順一、三上富士子、宮古道子及び米谷洋一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。